

告白6

寺西和史

裁判官

日本の裁判を変ええるため
裁判官になつた。



寺西和史（てらにしかずし） 裁判官

1964年8月26日生まれ。1990年、司法試験合格。1993年、判事補任官。札幌地裁、旭川地裁、仙台地裁、札幌地裁と勤務し、2003年、判事任官。2005年から仙台高裁秋田支部。著書に『愉快な裁判官』（河出書房新社）などがある。

裁判員制度について、裁判官はどう考えているのか

——1998年4月、盗聴法に反対する市民集会で発言したことにより、寺西さんは戒告処分を受けました。裁判所法第52条で禁止されている「積極的に政治運動をすること」にあたるとして、処分されたのですよね。

寺西 集会では当初、パネリストとして裁判所の令状審査の実態を話す予定でした。しかし、当時私が勤務していた仙台地方裁判所の泉山禎治所長から、「(出席すれば)懲戒の対象にもなりえる」と警告されたため、パネリストとしての参加は見合わせて、一般聴衆として客席から発言しました。内容は「パネリストとして参加する予定であったが、事前に所長から集会に参加すれば懲戒処分もありえるとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加は取りやめた。自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める『積極的な政治運動』にあたるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する」というもの。

この発言のなかでは、盗聴法案に賛成とも反対とも言っていません。この程度の言動を理由に処分するなんて、裁判所の判断がおかしい。そもそも私は、法案に反対だと明言しても処分理由にはあたらないと思っています。

——現職の裁判官が様々な社会問題について意見を述べることは非常にまれです。市民集会で発言する以外にも、寺西さんは雑誌のインタビューに答えたり、

〔盗聴法〕

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律。1999年制定。拳銃や麻薬に関する犯罪などで警察や検察の盗聴を認める。政府は、さらに広い範囲で盗聴が可能となるような法改正を意図している。

〔寺西裁判官に対する懲戒処分〕

1998年7月24日、仙台高裁(小林啓二裁判長)が寺西裁判官を戒告処分。寺西裁判官は最高裁(山口繁長官)に処分の取り消しを求めるも、同年12月1日、棄却される。ただし、最高裁判事15人中5人が処分に反対。

本を著したりしています。なぜですか。

寺西 私はべつに積極的に表現活動をやっているつもりはありません。発言することもそう多くはないし。最近、年に何回か投書したり、ごくまれに頼まれて話をする程度です。私が表現活動しているように見えるのは、ほかの裁判官との比較の結果だと思います。

——確かに、現職裁判官が意見を言わなすぎるので、寺西さんが目立っている面はあると思います。例えば、これだけちまたを騒がせている「裁判員制度」についても、裁判官個人が「いい」とか「悪い」とか言っているのを見たことがないのですが。

寺西 日々の仕事も忙しいし、発言することに興味がないからだと思いますよ。裁判官は任官の際に思想面において裁判官としてふさわしいかどうかもチェックされると言われています。青年法律家協会の裁判官に対して、執拗な脱会勧奨が行われた過去もあります。こうして積み上げた結果、意見表明に興味のない裁判官が増えていのではないかと思います。

でも、日本裁判官ネットワークのように、精力的に意見表明している現職裁判官の団体もあるんですよ。彼らは裁判員制度に関して意見表明しています。

——寺西さんは裁判員制度の導入をどう受け止めていますか。

寺西 裁判員制度は司法制度改革の一環として行われるものですが、ふつう「改

【裁判員制度】

殺人など重大な犯罪で起訴された被告人の裁判を、裁判官3人と裁判員6人で審理する制度。裁判員は有権者からくじで選ばれる。有罪が無罪かは多数決で決定されるが、裁判官1人以上が賛成しないと、有罪にはできない。刑の重さも判断する。2009年5月21日実施。

【青年法律家協会（書法協）】

1954年、「憲法を擁護し、平和と民主主義を守る」として、法曹関係者で設立。1960年代後半、政府が会員の裁判官を「偏向している」と攻撃し、最高裁も追従。日本国憲法第80条は、「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる」と定めているが、1971年、最高裁は会員の宮本康昭裁判官を指名しなかった。